

景観まちづくり条例に 基づく届出の手引き

平成27年4月

一関市

景観まちづくりの将来像

みんなで守り、創り 未来へ引き継ぐ

魅力ある景観まちづくり

～活力ある都市景観とふるさとの原風景が調和した景観づくり～

景観まちづくりの基本目標

- 一人ひとりが誇りをもって参加できる協働の景観まちづくり
- 水と緑の恵みを生かす景観まちづくり
- 地域の個性ある景観を守り育て、つくり、生かす景観まちづくり
- 中東北の拠点都市としての魅力と活力ある景観まちづくり

景観まちづくりの構成要素別基本方針

「山」の景観街作り方針
<ul style="list-style-type: none">● 木々を守り増やし、山並み景観を保全する● パノラマ眺望の名所として活用する● 山林環境の美化を推進する
「かわ」の景観まちづくり方針
<ul style="list-style-type: none">● 潤いのある親水景観や渓谷美を保全する● 水質を浄化し、生態系のすみかを保全する● 交流の場として活用し、PRを図る
「さと」の景観まちづくり方針
<ul style="list-style-type: none">● 伝統的な農村景観を保全・継承する● 自然とあいまった美しい里景観を保全・創出する● 元気のある里の景観づくりを進める
「まち」の景観まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none">● 賑わいと魅力のある「まち場」の景観を創出する● 街並み景観を保全する● 潤いのある街並みを保全する
「道・駅」の景観まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none">● 良好な道の景観を保全・創出する● まちの顔・地域の顔としての駅周辺景観を創出する● 街道沿いや観光ルート沿いの景観を保全・創出する
「歴史・文化」の景観まちづくり
<ul style="list-style-type: none">● 歴史文化資源の景観を保全し活用する● 無形民俗文化財を保全継承し、景観創出を図る

地域ごとの景観まちづくり方針

一関地域	「活力ある都市と自然・歴史文化が調和する広域拠点の景観づくり」
花泉地域	「花と泉の潤いと活力みなぎる田園の景観づくり」
大東地域	「蔵街道と祭りの映える室蓬讓水の里の景観づくり」
千厩地域	「街道と歴史・自然が調和する交流拠点の景観づくり」
東山地域	「自然の恵みと文化が調和する観光拠点の景観づくり」
室根地域	「室根山と祭りの映える安らぎのある里の景観づくり」
川崎地域	「川の恵みと歴史が調和するふるさとの景観づくり」
藤沢地域	「豊かな自然を守り原風景を活かした縄文の景観づくり」

一関市では、本市の美しく魅力ある景観を保全・整備し、後世に継承するとともに、これらを生かした地域の活性化や交流の促進など、総合的なまちづくりを推進するため、景観法に基づく「一関市景観計画」と「一関市景観まちづくり条例」を平成21年3月に決めました。

平成21年7月1日以降、この制度に基づき、一関市景観計画区域(本寺地区景観計画区域を除く市全域)内において、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発行為等の行為をしようとする場合は、市への届出が必要となります。

1. 届出対象行為

景観計画区域内において、次の行為を行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要となります。また、届出した内容を変更する場合でも同様に変更の届出が必要となります。

(1)一関市景観計画区域内における届出(重点地区を除く区域)

区 分		規 模 等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの
工作物	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ 13m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	高さ 13m 又は表示面積 25 m ² を超えるもの
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	
擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ 5m を超えるもの	
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む)その他これらに類するもの	高さ 20m を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ 5m 又は堆積の用に供される土地の面積 1,000 m ² を超えるもの、かつ堆積期間が 90 日を超えるもの
開発行為(都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が都市計画区域内では 3,000 m ² 、区域外では 10,000 m ² を超えるもの のり面、擁壁を生ずるもので高さ 5m かつ長さ 10m を超えるもの

※ 建築物、工作物の高さは、地盤面からの高さをいいます。

(2) 景観形成重点地区の届出

■ 巖美溪周辺地区

巖美溪周辺地区においては、以下の規模に該当する行為について、届出が必要となります。

区 分		規 模 等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ5m又は表示面積10㎡を超えるもの
	擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ1.5mを超えるもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの
木竹の伐採		高さ10m又は伐採面積300㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ1.5m又は堆積の用に供される土地の面積100㎡を超えるもの、かつ堆積期間が90日を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が300㎡を超えるもの のり面・擁壁を生ずるもので1.5mを超えるもの

※ 建築物、工作物の高さは、地盤面からの高さをいいます。

(3) 届出行為の適用除外

景観法及び政令並びに省令に定めるもののほか、以下の行為は適用除外とします。

- ・ 専ら自らの居住の用に供する一戸建ての住宅
- ・ 農地又は河川における土石の採取又は鉱物の掘採
- ・ 農業、林業又は漁業を営むための行為（宅地造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採又は水面の埋立て若しくは干拓は除く。）
- ・ 地盤面下又は水面下における行為
- ・ 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

2. 景観形成基準

一関市景観計画では、将来象並びに基本方針に基づき景観まちづくりを推進するために、届出対象行為に対して、配慮すべき「指針」と則すべき「基準」に分けて景観形成基準を定めています。

(1)一関市景観計画区域内における景観形成基準

【共通次項】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての対象行為を実施するうえで、本計画の基本目標及び基本方針に掲げる内容の実現に配慮する。 	
【建築物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。 ■ 市街地内の建築物は、隣接する建築物との景観的な調和を図り、良好な町並み形成に配慮する。 ■ 農山村集落地における一戸建ての住宅は、周辺の自然的景観と調和した木造和風のものを奨励する。 	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、建築物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。 ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 建築物の外壁に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢のすぐれた既存樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、出来る限り緑化等による修景に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築設備等については、道路等から出来るだけ見えないような配置に努める。
【工作物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。 	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、工作物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、工作物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
【屋外における物件の堆積】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。 	
基 準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ やむを得ず堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■ 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 ■ 物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 	

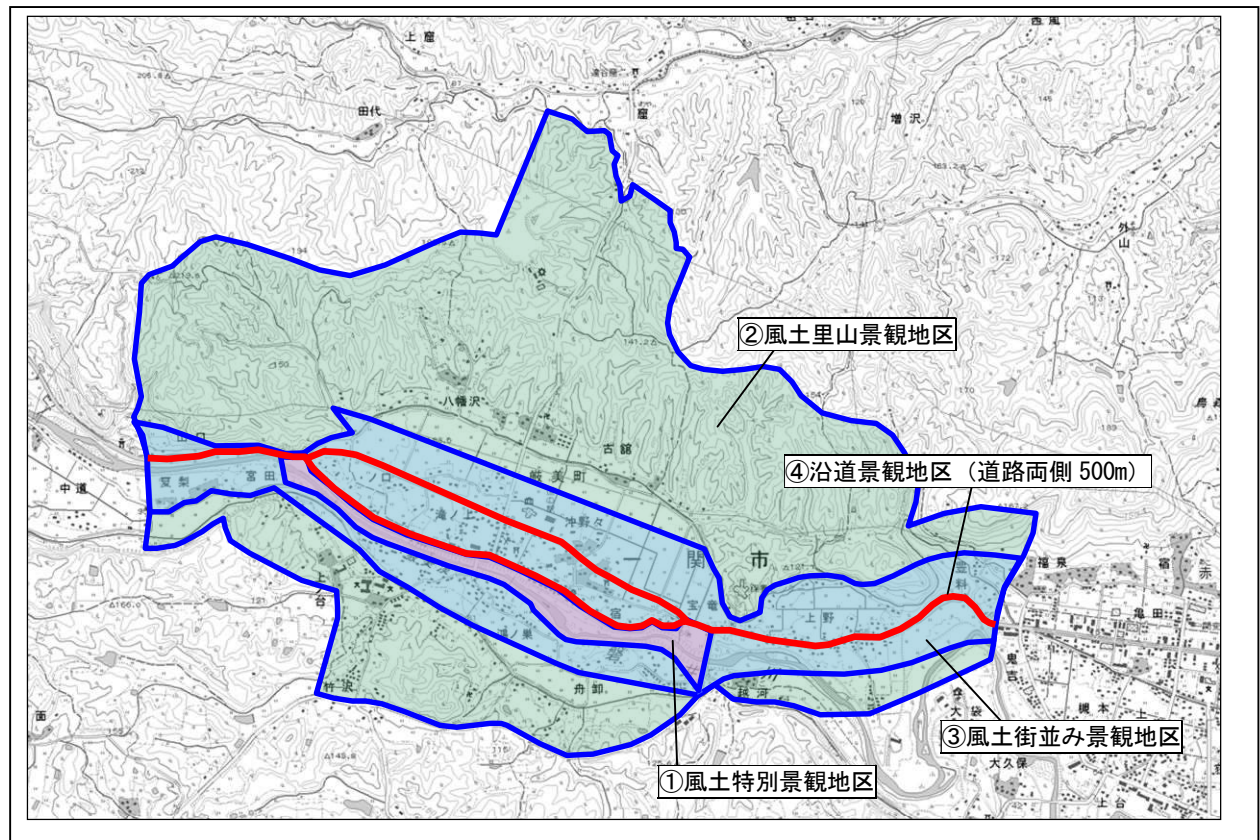
【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】		
指 針		■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準	土石の採取又は 鉱物の掘採	■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
	開発行為又は その他土地の 形質の変更	■ できる限り現況の地形を生かし、長大なり面や擁壁が生じないようにすること。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

※ 指針及び基準における「主要な眺望点」とは以下の通りである。

- ・一般国道342号(厳美街道・一関街道)、一般国道284号(気仙沼街道・千厩地域の旧道を含む。)、一般国道343号(今泉街道)、一般国道456号とその沿道部
- ・北上川、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川、大川、津谷川、黄海川の各河畔

(2) 景観形成重点地区における景観形成基準

■ 厳美溪周辺地区



■ 景観地区別の誘導の考え方

① 風土特別景観地区	◎ 名勝・天然記念物である厳美溪として、すぐれた自然的景観を呈する地区であり、本市の観光拠点の一つとして多くの人が訪れる地区であることから、名勝・天然記念物としての価値をより高めるために管理の強化を図り、国指定文化財として保全・継承を図る。
② 風土里山景観地区	◎ 厳美溪及び国道342号(厳美街道)の背後に広がる里山の地区であり、水田を中心とした農村景観が展開し、まとまりのある農村原風景を呈している。 ◎ 地域の歴史や暮らしを投影した風土豊かな要素を有する里山の景観を保全するとともに、農村景観に配慮した景観形成を図る。

③ 風土街並み景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国道 342 号（厳美街道）沿いに街並みや農村集落が広がる地区であり、田園景観や厳美溪の自然的景観と調和する街並みの景観形成を誘導する。 ◎ 厳美溪沿いには売店などの観光施設が並んでおり、一体性のある街並み景観の創出に努める。
④ 沿道景観地区	◎ 国道 342 号（厳美街道）及び市道厳美溪中央線の沿道 500m の範囲に該当する地区で、道路から見渡せる田園景観、須川岳の山並み景観が良好な地区であり、これらの景観の保全に努める。

■ 厳美溪周辺地区の景観形成基準

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区	
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厳美溪の自然的景観、須川岳をはじめとする背後の山並みや田園景観など、周辺景観と調和した景観の誘導に配慮する。 			
	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。 			
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。 ■ 厳美溪からの見え方に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物は、周囲の道路からみてなるべく目立たないよう、地形や防風林等に配慮する。 		
		後退距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外壁は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。（既存建築物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外壁は敷地の境界からできるだけ離すように努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高の高さは13mを超えないものとする。（周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない） 			
	意匠形態	【屋根】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の屋根は適度な勾配を有するものとし、陸屋根は避けるよう努める。 			
		【構造】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 和風建築とし、伝統的な材料、工法、形式に配慮する。 ■ 平入りを原則とし、妻入りは避けるよう努める。 		【構造】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 和風建築を基本とする。 	
		【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳など背景の山並みや厳美溪の自然景観との調和に配慮し、突出した形態意匠とならないように努める。 ■ 厳美溪からの見え方に配慮した形態意匠とする。 		【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の田園景観、自然景観との調和に配慮する。 ■ イグネ等屋敷林は極力保全するものとし、これらと一体となった形態意匠に努める。 	
	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の屋根及び外壁の色彩は低彩度色又は無彩色とする。 ■ 建築物の外壁は自然素材を基本とする。 			
	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生け垣を基本とする。 ■ 敷地内はできる限り緑化し、植栽は在来種を基本とする。 			<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内はできる限り緑化する。

	屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化や伝統的意匠によりできる限り修景し、周辺の自然的景観との調和に努める。 ■ 規模の大きな駐車場では、なるべく空間の分節化を行い、周辺の自然的景観との調和に努める。 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物に附帯する壁面設備、屋上設備やキュービクル、受水槽等は敷地外から見えないように配慮する。 		

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区	
工 作 物	指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。 			
	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。 ■ 厳美溪からの見え方に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模な工作物は、自然の地形をできる限り生かすよう配慮する。 		
	後退距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。(既存工作物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない) 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物は敷地の境界からできるだけ離すように努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高の高さは13mを超えないものとする。(周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない) 			
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者に対する圧迫感や威圧感を与えないように配慮する。 ■ 周辺の自然的景観との調和に配慮する。 			
	基 準	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の色彩は、低彩度色とし、周辺景観と調和したものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の色彩は周辺の街並みと調和し、高彩度色は使用しない。
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の外装に使用する素材は、周辺景観と調和した質感のあるものとする。 		
		敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生け垣を基本とする。 ■ 敷地外から見て露出した印象を与えないよう、緑化又は遮へいに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内はできる限り緑化又は遮へいに配慮する。 	
		屋外広告物等	【光源】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。 ■ 光源を内蔵する屋外広告物は避ける。 	【光源】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として光源を用い 	【光源】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。ない。
			【色彩】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物、サイン・案内板等の色彩は低彩度色を用いる。 		
	【規模等 (④沿道景観地区内)】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 表示面積が2㎡を超えないようにする(ただし自家広告物は除く)。 ■ 自家広告物では、全体形状の外郭線を高さ3m以下、巾3.6m以下、全体の高さを5m以下とする。 				

		<p>【規模等（沿道景観地区外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物の表示面積は20㎡を超えないようにする。 ■ サイン、案内板等の大きさは2㎡を超えないようにする。 	<p>【規模等（沿道景観地区外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物の表示面積は30㎡を超えないようにする。 ■ サイン、案内板等の大きさは4㎡を超えないようにする。ただし、地図案内板は10㎡を超えないようにする。
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街灯、外構照明、投光器などの光は、不必要な漏れ光を抑制し、天空への上方光束や人に対する不快光によって、自然夜景と不調和が生じないように配慮する。 	

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区
木竹の伐採	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の木竹等の植生はなるべく保全し、歴史的・自然的景観の保全・修景に配慮する。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡保全の目的を除き、木竹の伐採は極力避ける。 ■ やむを得ず伐採する場合は、伐採跡地を事後の土地利用に応じ周囲の植生と調和するよう緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史的に由緒のある木竹や、屋敷林、防風林等の風土景観を構成する木竹は、保存活用するよう努める。 ■ 樹姿又は樹勢のすぐれた樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 伐採跡地は、事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和した緑化に努める。 	
		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区
屋外における物件の堆積	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和しない物件の堆積はできるだけ行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 露出した物の堆積はできるだけ行わない。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 露出した物の堆積はできるだけ行わない（ただし農業目的のものはこの限りではない）。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。 	
土石の採取又は鉱物の掘採	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力避ける。やむを得ない場合は、目立たない場所を選定し、既存樹木や植栽等による遮へいに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路や眺望点から見て目立つ場所での土石の採取又は鉱物の掘採はなるべく行わないよう努める。 ■ 既存の樹木や周囲の植生と調和した植栽、周辺景観と調和した素材による塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。 	
開発行為又はその他土地の形質の変更等	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、現況の地形を変更するような土地の形質の変更は極力行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないように配慮すること ■ のり面は、緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の形質の変更はなるべく行わない。やむを得ない場合は目立たない場所の選定に努める。 		

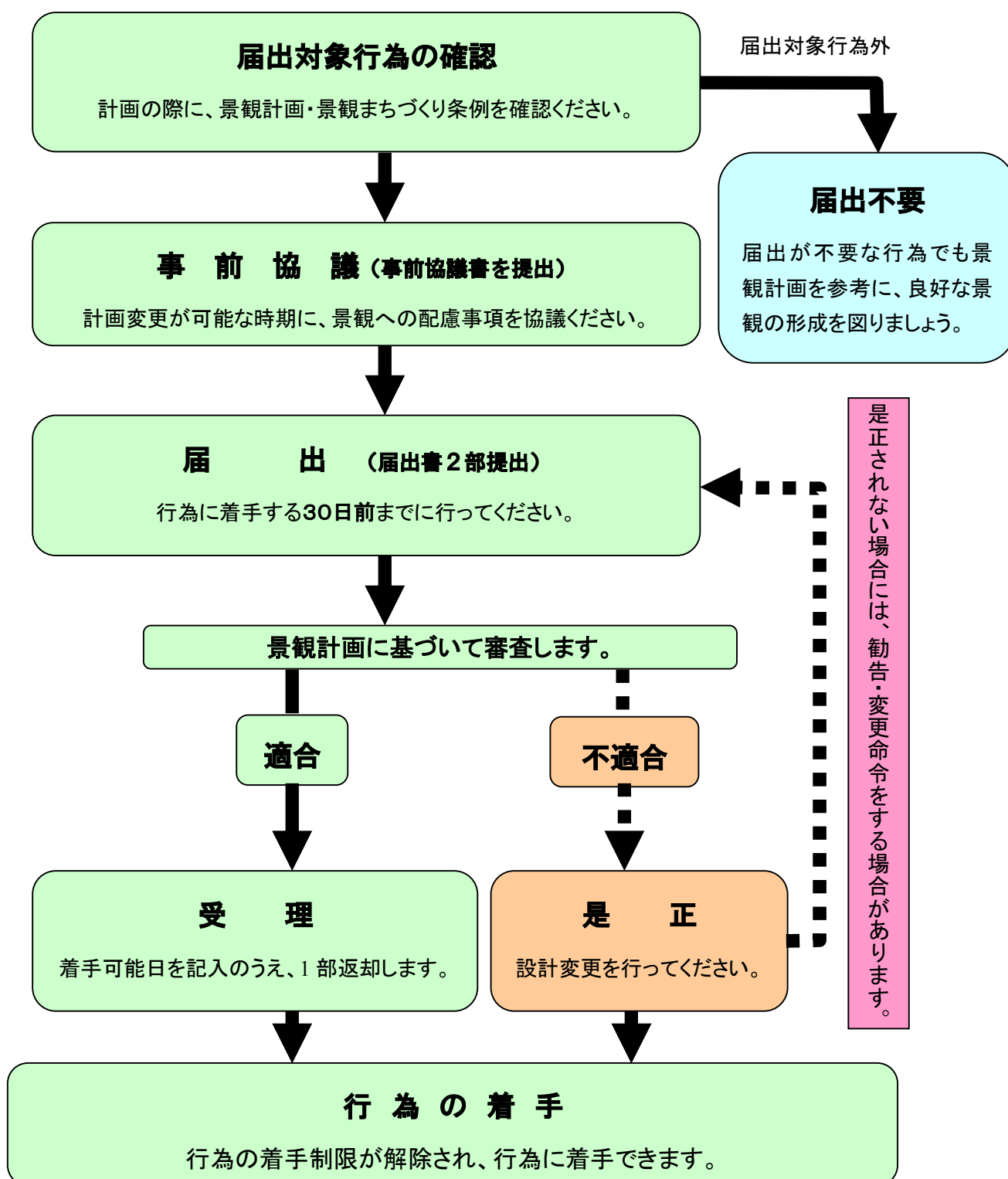
※指針及び方針における低彩度とは外壁の場合、彩度6以下、屋根の場合、色相が0.1Pから10Yのときは彩度6以下、0.1GYから10PBのときは3以下

※指針及び基準における「重要な眺望点」とは、一般国道342号(厳美バイパス)

3. 届出手続きの流れ

届出対象行為に該当する行為をする場合は、行為の着手前に、あらかじめ景観担当課への事前協議や届出が必要になります。事前協議から行為の着手までの流れは以下のとおりです。

届出手続きの流れ



4. 届出等に必要な書類

届出書及び事前協議書には、下表の図書を添付してください。

■届出に必要な添付図書

行為の種類	図 書		
	種 類	明示すべき事項	備考
建築物の建築等及び工作物の建設等	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物及び工作物の位置、届出に係る建築物及び工作物と他の建築物及び工作物等の別、擁壁及び土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料	縮尺 100 分の 1 以上
	2 面以上の立面図	縮尺、方位、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上げ材料及び色彩	縮尺 50 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。）	
土地の形質の変更等	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域	縮尺 100 分の 1 以上
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画	縮尺 100 分の 1 以上
	縦横断図	行為後の前後における土地の縦断図及び横断図	縮尺 100 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。）	
木竹の伐採	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	伐採計画図	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況及び隣接する道路の位置並びに幅員	縮尺 100 分の 1 以上
	土地利用計画図	縮尺、方位及び行為後の土地利用計画	縮尺 100 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（伐採計画図に示すこと。）	
屋外における物件の堆積	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物の堆積の位置、遮蔽物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差、付近の土地利用の現況	縮尺 100 分の 1 以上
	立面図	縮尺、方位、寸法、堆積物及び遮蔽物の位置及び形状	縮尺 100 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。）	

※1 事前協議書に添付する現況図及び計画図の縮尺は、500 分の 1 を以上基本とします。

※2 できる限りシュミレーション写真や着色立面図を添付してください。

※3 審査の迅速化のために**配慮事項リスト**を添付してください。

様式第6号(第5条、第6条、第7条及び第9条)

(第一面)

景観計画区域内における行為の(変更)届出書

年 月 日

一関市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区 (地区)		<input type="checkbox"/> 重点地区以外	
代理者	住 所 氏 名 事務所名 電話番号	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号		
設計者	住 所 氏 名 事務所名 電話番号	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号		
工事施工者	住 所 氏 名 事務所名 電話番号	建設業の許可()第 号		
行為の種類				
行為の場所	一関市			
設計又は施工方法	※「(第二面) 行為の種類及び概要」の該当項目に記入してください。			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
景観形成のために特に配慮した事項				
その他の参考事項				

※受理欄	※受付欄	※行為の着手可能日
		※ 年 月 日 (この期日は景観法による着手可能日です。他の法令の許可等が必要な場合は全て許可を受けてから着手してください。)
※受理番号	※受付番号	

(第二面)

行為の種類と概要

行為の種類		行為の概要				
建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	用途				
		構造	造 一部 造			
		階数	地上	階	地下	階
			行為届出部分	既存部分	合計	
	外観を変更する <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観の変更概要			変更面積	m ²
			仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
		屋根				
	外壁					
	軒裏					
工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	種類				
		構造				
			行為届出部分	既存部分	合計	
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
	外観を変更する <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	築造高さ	m	m		
		外観の変更概要			変更面積	m ²
			仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
		主要部分				
土地の形質の変更等	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て・干拓 <input type="checkbox"/> その他 ()	行為の目的及び概要				
		行為の内容	面積	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ	
			m ²	m	m	
跡地の処理方法						
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> その他 ()	行為の目的				
		行為の内容	伐採樹種	高さ	伐採面積	本数
				m	m ²	本
跡地の処理方法						
物件の堆積 屋外における	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 ()	行為の目的				
		行為の内容	面積	堆積高さ	堆積期間	
			m ²	m	日間	
遮蔽処置						

様式第4号(第4条関係)

事前協議書

年 月 日

一関市長 様

協議者 住所

氏名

印

電話

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者

一関市景観まちづくり条例第11条の規定により、下記の行為について協議します。

行為の場所 (地名地番)	一関市			
区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区 (地区)		<input type="checkbox"/> 重点地区以外	
行為の種類				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の概要				
備考				

5. 届出書の提出先及び届出についての問い合わせ先

■ 一関市 建設部 都市整備課 建築指導係(本庁4階)

〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7-2

電話 0191-21-2111 内線 8537・8538 FAX 0191-21-8800

Email: toshiseibi@city.ichinoseki.iwate.jp

配 慮 事 項 リ ス ト

1. 建築物の新築、増築、改築、移転若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更				
件 名		記入者		
対 象 地 区				
指 針				
<p>■須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点から見える山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。</p> <p>■市街地内の建築物は、隣接する建築物との景観的な調和を図り、良好な街並み形成に配慮する。</p> <p>■農山村集落地における一戸建ての住宅は、周辺の自然的景観と調和した木造和風のを奨励する。</p>				
項 目	基 準	配 慮 事 項	チェック欄	具体的な取り組み
位置・規模	道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。	道路、河川等に接する部分のスペースの確保に配慮しているか。		
		歩行者等への圧迫感、威圧感を緩和するよう配慮しているか。		
	主要な眺望点から見える山並み景観を保全するよう、建築物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。	地域の人々に親しまれているランドマークや良好な景観を妨げることはないよう敷地内での建築物の位置及び規模に配慮しているか。		
		眺望点、眺望対象が定められている場合は、これらの眺望を確保した位置及び規模としているか。		
形態・意匠	周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。	主要な視点位置に対して、良好な山並みへの景観の確保のため、敷地内での建築物の位置及び規模に配慮しているか。		
		眺望点からの稜線の保全が定められている場合は、その稜線を保全する位置及び規模としているか。		
		外壁又は屋上に設ける設備を露出させないようにしているか。やむをえず露出させる場合は、目立たないような措置を講じているか。		
	道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。	屋外階段やベランダ等は建築物全体との調和に配慮しているか。		
		周辺の景観との調和に配慮しているか。		
		外壁全体が圧迫感、威圧感を緩和するよう形態、意匠に配慮しているか。		
色彩・素材	建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。	低層部のデザインは、歩行者等に対する快適性の創出に配慮されているか。		
		歩行者空間に面した駐車場入り口は、阻害感のないよう配慮されているか。		
	商業施設等については、ショーウィンドーやシャッター等の工夫に配慮しているか。			
敷地緑化	敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢のすぐれた既存樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。	色彩の彩度が高すぎないか。		
		周辺の景観との調和に配慮しているか。		
		汚れや老朽化が目立たないような素材を用いるよう配慮しているか。		
	敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、出来る限り緑化等による修景に努める。	周辺の景観との調和に配慮しているか。		
敷地内の緑化がなされているか。				
そ の 他	建築設備等については、道路等から出来るだけ見えないような配置に努める。	地域特性にふさわしい樹種の選定に配慮しているか。		
		景観上優れた既存樹木がある場合は、その活用に配慮しているか。		
		屋外駐車場境界部の緑化や場内の舗装、緑化等により修景に配慮しているか。		
取り組みの中で特筆すべき点		設備等を露出させないようによう配慮しているか。		
		設備等を露出させる場合には、周辺の景観及び建築物本体と調和させるようデザイン等に配慮しているか。		

2. 工作物の新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

件名		記入者	
対象地区			
指針 ■須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点から見える山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。			
項目	基準	配慮事項	チェック欄
位置・規模	道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、工作物の位置や規模に配慮するよう努める。	道路、河川等に接する部分のスペースの確保に配慮しているか。	
		歩行者等への圧迫感、威圧感を緩和するよう配慮しているか。	
	主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、工作物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。	地域の人々に親しまれているランドマークや良好な景観を妨げることのないよう敷地内での工作物の位置及び規模に配慮しているか。	
		眺望点、眺望対象が定められている場合は、これらの眺望を確保した位置及び規模としているか。	
		主要な視点位置に対して、良好な山並みへの景観の確保のため、敷地内での建築物の位置及び規模に配慮しているか。	
		眺望点からの稜線の保全が定められている場合は、その稜線を保全する位置及び規模としているか。	
形態・意匠	周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。	周辺の景観との調和に配慮しているか。	
色彩・素材	工作物の外装の色彩は、周辺の景観と調和する色彩とするよう努める。	色彩の彩度が高すぎないか。	
		周辺の景観との調和に配慮しているか。	
	工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。	汚れや老朽化が目立たないような素材を用いるよう配慮しているか。	
	周辺の景観との調和に配慮しているか。		

取り組みの中で特筆すべき点

3. 屋外における物件の堆積				
件名			記入者	
対象地区				
指針 ■周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。				
項目	基準	配慮事項	チェック欄	具体的な取り組み
堆積	周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。	周辺の景観との調和に配慮しているか。		
	やむを得ず堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。	道路等から離して堆積するよう配慮しているか。		
	長期にわたる堆積は極力避けるものとする。	必要最低限の堆積期間となっているか。		
	物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。	樹木や塀による遮へいに配慮しているか。		
取り組みの中で特筆すべき点				

4. 開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更				
件名		記入者		
対象地区				
指針 ■周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。				
項目	基準	配慮事項	チェック欄	具体的な取り組み
土石の採取又は鉱物の掘採	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。	樹木や塀による遮へいに配慮しているか。		
		既存樹木がある場合は、それらの保全による遮へいを行っているか。		
	土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。	掘採又は採取による跡地は緑化しているか。		
		周囲の植生と調和した緑化に配慮しているか。		
開発行為又はその他土地の形質の変更	できる限り現況の地形を生かし、長大なり面や擁壁が生じないようにすること。	長大なり面、擁壁が生じないように配慮しているか。		
		圧迫感、威圧感の軽減に配慮しているか。		
	のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。	緑化可能な勾配となるよう配慮しているか。		
		周囲の植生と調和した緑化に配慮しているか。		
取り組みの中で特筆すべき点				

配 慮 事 項 リ ス ト

景観形成重点地区(厳美溪周辺地区)

(風土街並み景観区域)

【配慮事項リスト-1】建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更						
指 針 建築物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。						
項目	事 項	基 準	配 慮 事 項	チェック欄	審査欄	備 考
位置及び規模	後退距離	建築物の外壁は敷地の境界からできるだけ離すように努める。	敷地境界線からできる限り離し、周辺の景観と調和するよう緑化等に配慮しているか。 隣接地に建築物等がある場合は、これらとの調和に配慮しているか。			
	高さ	最高の高さは、13mを越えないものとする。(周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障ないものについてはこの限りでない。)	高さ(13m)を超えていないか。かっこ書きを適用する場合は、増改築部分の高さが13m以下で、周辺と調和がとれた景観を形成しているか。 建築物が重要な眺望点等からの眺望を阻害する高さとならないよう配慮しているか。			
意匠形態	屋根	建築物の屋根は適度な勾配を有するものとし、陸屋根は避けるよう努める。	陸屋根ではないか。勾配は周辺家屋と調和しているか。			
	構造	和風建築を基本とする。	和風建築としているか。			
	その他	周辺の街並み景観との調和に配慮する。	周辺景観との調和に配慮しているか。 街並みの連続性に配慮しているか。			
色彩素材	色彩	建築物の屋根及び外壁の色彩は低彩度色又は無彩色とする。	色彩の彩度が高すぎないか。 屋根、外壁等の色は、周辺の自然景観及び農村景観と調和し、違和感のないものとなっているか。			
	素材	建築物の外壁は自然素材を基本とする。	外壁は、土壁塗り、しっくい塗り、木下見板張り、モルタル塗り等自然素材を使用しているか。 やむを得ず人工素材を使用する場合は、カラー鉄板張り等を避け、自然素材の感触のある材料としているか。			
敷地緑化		敷地内はできる限り緑化する。	敷地内はできる限り緑化するよう配慮しているか。			
その他		建築物に付帯する壁面設備、屋上設備やキュービクル、受水槽等は敷地外から見えないよう配慮すること。	設備等を露出させないよう配慮しているか。 設備等を露出させる場合には、周辺の景観及び建築物本体と調和するようデザイン等に配慮しているか。			

配 慮 事 項 リ ス ト

景観形成重点地区(厳美溪周辺地区)

(風土里山景観区域)

【配慮事項リスト-2】工作物の新築、増築、改築若しく外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更						
指 針	工作物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。					
項 目	事 項	基 準	配 慮 事 項	チェク欄	審査欄	備 考
位置及び規模	配置	大規模な工作物は、自然の地形をできる限り生かすよう配慮する。	自然の地形をできる限り生かした配置としているか。			
	後退距離	工作物は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3メートル以上後退することを基本とする。(既存工作物の増築、改築、外観の変更であって景観形成上支障ないものはこの限りでない。)	幹線道路からの後退距離(3m)を確保しているか。 道路と工作物の間は、既存の樹木の保存又は植樹を行うなど緑化に配慮しているか。 擁壁や看板等後退することが不可能なものについては、周辺と調和を図っているか。			
	高さ	最高の高さは、13mを越えないものとする。(周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障ないものはこの限りでない。)	高さ(13m)を越えていないか。かつ書きを適用する場合で、既存部分が13mを超え、増改築部分が13m以下の場合は、周辺と調和を図っているか。 かつ書きを適用で、無線通信用の柱等の用途上超えざるを得ないものは、周辺と調和を図っているか。 工作物が重要な眺望点等からの眺望を阻害する高さにならないよう配慮しているか。			
形態意匠		道路等の公共空間に接する部分について、歩行者に対する圧迫感や威圧感を与えないように配慮する。	河川、道路等の公共空間に接する部分のスペースの確保に配慮しているか。 公共空間と工作物が調和するよう、これらに植栽等の配慮をしているか。 歩行者等への圧迫感や威圧感を緩和するよう配慮しているか。			
		周辺の自然的景観との調和に配慮する。	周辺の景観との調和に配慮しているか。			
色彩素材	色彩	工作物の色彩は、低彩度色とし、周辺景観と調和したものとする。	色彩の彩度が高すぎないか。 使用する色は、周辺の景観と調和しているか。			
	素材	工作物の外装に使用する素材は、周辺景観と調和した質感のあるものとする。	汚れ老朽化が目立たない耐久性がある素材や年を経て風格が増すような質感のある素材を用いているか。 周辺の景観と調和しているか。			
敷地緑化		敷地内はできる限り緑化又は遮へいに配慮する。	敷地内はできる限り緑化するよう配慮しているか。 外構部周辺は周辺に調和した遮へい措置を講ずるよう配慮しているか。			
屋外広告物等	光源	原則として光源を用いない。	光源を用いていないか。			
	色彩	屋外広告物、サイン・案内板等の色彩は低彩度色を用いる。	色彩はげばげばしくないよう配慮して、低彩度としているか。			
	規模等【沿道景観地区内】	表示面積が2㎡を超えないようにする。(ただし自家広告物は除く)。 自家広告物では、全体形状の外郭線を高さ3m以下、巾3.6m以下、全体の高さを5m以下とする。	表示面積が2㎡を超えていないか。 自家広告物は、その全体形状の外郭線を高さ3m以下、巾3.6m以下、全体の高さを5m以下としているか。			
	規模等【沿道景観地区外】	屋外広告物の表示面積が30㎡を超えないようにする。 サイン、案内板等の大きさは4㎡を超えないようにする。ただし、地図案内板は10㎡を超えないようにする。	表示面積が30㎡を超えていないか。 大きさが4㎡を超えていないか。 地図案内板は10㎡を超えていないか。			
屋外照明等		街灯、外構照明、投光器などの光は、不必要な漏れ光を抑制し、天空への上方光束や人に対する不快光によって、自然夜景と不調和が生じないように配慮する。	屋外照明等の設置にあたっては、漏れ光、天空への上方光束及び不快光が生じないように配慮しているか。			

配 慮 事 項 リ ス ト

景観形成重点地区(厳美溪周辺地区)

【配慮事項リスト-3】木竹の伐採		(風土街並み景観地区)			
指 針	現在の木竹等の植生はなるべく保全し、歴史的・自然的景観の保全・修景に配慮する。				
項 目	基 準	配 慮 事 項	チェック欄	審査欄	備 考
木竹の伐採及び伐採跡地の緑化	歴史的に由緒のある木竹や、屋敷林、防風林等の風土景観を構成する木竹は、保存活用するよう努める。	伐採は、必要最小限となるよう配慮しているか。			
	樹姿又は樹勢のすぐれた樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。	樹姿又は樹勢の優れた樹木は、保存又は移植により、修景のための活用に配慮しているか。			
	伐採跡地は、事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和した緑化に努める。	伐採跡地は、土地利用の状況に応じて緑化に努めているか。 伐採跡地の緑化は、周囲の植生に配慮したものであるか。			
【配慮事項リスト-4】屋外における物件の堆積		(風土街並み景観地区)			
指 針	周辺景観と調和しない物件の堆積はできるだけ行わない。				
屋外における物件の堆積の方法及びその遮へい	露出した物の堆積はできるだけ行わない(ただし農業目的のものはこの限りではない)。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。	堆積が整然とされるよう配慮しているか。			
		堆積は、周辺の景観と調和するよう配慮しているか。			
		道路又は公共空間からできる限り離れた場所に堆積がなされるよう配慮しているか。			
		堆積は、できる限り高さを低くするよう配慮されているか。			
		堆積の場所が、道路等から見えないように、植栽、塀等で遮へいしているか。			
		遮へいのための植栽は、周囲の植生に配慮しているか。			
		遮へいのための塀等は、周囲の景観と調和した素材、意匠となるよう配慮しているか。			
【配慮事項リスト5】土石の採取又は鉱物の掘採		(風土街並み景観地区)			
指 針	史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力行わない。				
土石の採取又は鉱物の掘採の際の遮へい及び当該行為後の措置	道路や眺望点から見て目立つ場所での土石の採取又は鉱物の掘採はなるべく行わないよう努める。	採掘の場所が、道路等から見えないように、植栽、塀等で遮へいしているか。			
	既存の樹木や周囲の植生と調和した植栽、周辺景観と調和した素材による塀等による遮へいに努める。	遮へいのための植栽は、周囲の植生に配慮しているか。			
		遮へいのための塀等は周囲の景観と調和した素材、意匠となるよう配慮しているか。			
	土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。	採掘又は採取による跡地は、緑化しているか。 周囲の植生と調和した緑化に配慮しているか。			
【配慮事項リスト6】開発行為又はその他土地の形質の変更等		(風土街並み景観地区)			
指 針	史跡調査等の目的を除き、現況の地形を変更するような土地の形質の変更等は極力行わない。				
開発行為又はその他土地の形質の変更等後の形状及び緑化	現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。	現況の地形を生かすよう配慮しているか。			
	のり面は、緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。	長大なり面及び擁壁が生じないよう配慮しているか。 のり面は緑化が可能なように、こう配をおさえているか。			
		のり面の緑化は、周囲の植生に配慮しているか。			

